

お知らせ（器） 010
平成29年2月28日

特定器材マスターの改定について

今般、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。
なお、下記の新設コードは、適用年月日を平成29年3月1日に設定していることから、平成29年2月診療分以前の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

記

平成29年2月28日付け厚生労働省告示第52号に基づく新規特定器材コードの設定（変更区分「3」：3コード）

平成29年3月1日適用

特定器材 コード	特定器材名	金額 種別	金額
710011012	植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用）（16極以上用・標準型）	1	1,640,000
710011013	植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用）（16極以上用・MRI）	1	1,720,000
710011014	冠動脈用ステントセット（生体吸収・再狭窄抑制型）	1	244,000